

訪問看護重要事項説明書（予防）

〈令和6年10月1日現在〉

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 祥仁会
代表者名	千葉 憲哉
所在地	長崎県諫早市貝津町3015

2 訪問看護・介護予防訪問看護事業所

事業所名	西諫早訪問看護ステーション のんのこ
所在地	長崎県諫早市貝津町3015
電話番号	0957-27-1400
FAX 番号	0957-20-9134
事業所番号	4260490042
開設年月日	平成10年7月1日
管理者氏名	中園 早織

3 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

医療法人祥仁会が設置する指定介護予防訪問看護ステーションの職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理をはかるとともに、指定介護予防訪問看護事業の適正な運営および利用者等に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（2）運営方針

1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家族における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復をめざし、生活状況の向上に努めるものとする。

（指定介護予防訪問看護事業）

ステーションの看護師等は、要支援状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態とならないよう、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 ステーションは、事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。

3 ステーションは、事業の運営にあたって、市および町の関連部課、また、保健所・福祉・医療サービスを提供する機関（包括支援センター、社会福祉協議会、他の訪問看護ステーション等）、地元のかかりつけ医と密接な連携を持ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所の職員体制

	資 格	人 数
管理者	看護師	常勤1名
従事者	看護師	常勤換算2.5人以上
	理学療法士等	2名以上
事務職		非常勤1名

5 事業実施地域

事業の実施地域	諫早市
---------	-----

＊上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

6 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 8:30～17:30
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/31～1/3）

※ なお、営業日・営業時間に関わらず、**24 時間常時連絡が可能な体制**をとっております。
体制については 7 ページの連絡相談体制等フロー図を参照ください。

7 提供するサービスの内容

日常生活の看護

- ・身体清潔のケア（清拭、シャワー浴、入浴介助、洗髪、爪切りなど）
- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備

在宅リハビリテーション看護

- ・体位変換、関節可動域訓練、起居動作訓練、筋力増強訓練、歩行訓練などの運動
- ・日常生活動作の訓練（食事、排泄）

精神、心理的な看護

- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア

認知症の看護

- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など

介護相談

- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、理学療法士等という。）の訪問は訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに行われます。

また、理学療法士等と看護職員が連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するにあたり、定期的な看護職員による訪問を行い、利用者の状態について適切に評価を行います。

なお、当ステーションは **24 時間体制**をとっております。利用者の同意の上、緊急時の際は訪問等を行います。ただし、緊急時訪問を必要に応じて行う場合はその都度、基本料金がかかります。

8 利用料金

別紙 訪問看護基本利用料一覧表 参照

利用月の翌月 10 日以降の訪問時に利用明細が記載された請求書を手渡し又は郵送いたします。
支払い方法は原則、銀行引き落としとなります。やむを得ない場合につきましては、銀行振り込み又は現金にてお支払いとなります。銀行引き落としは利用月の翌月 27 日（銀行休業日の場合は翌営業日）となります。銀行引き落としの手続きに関しましては契約時にご案内いたします。

また、利用料の滞納が3ヶ月以上続きますとサービスの提供を停止させていただくことがあります。

9 サービスの終了

＊利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

＊当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂くこと場合がございますが、その場合は、終了10日前までに文書で通知します。

＊自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

(ア) 利用者が入院、入所若しくは転出した場合

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付費でのサービスは受けられませんので、ご相談下さい）

(ウ) 利用者が亡くなられた場合

＊その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（暴力行為、セクハラ行為、名誉毀損、プライバシー侵害行為等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

窓口責任者	中園早織
受付日	月～金（ただし、祝日、12/31～1/3 を除く）
受付時間	8:30～17:30
ご利用方法	電話 0957-27-1400
	FAX 0957-20-9134
	面接（当事業所相談室）

(2) 公的機関苦情窓口

諫早市介護保険課	
所在地	長崎県諫早市東小路町7-1
電話番号	0957-22-1500
受付時間	月～金 8:30～18:00

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護相談担当）	
所在地	長崎県長崎市今博多町8-2
電話番号	095-826-1599
FAX	095-826-7325
受付時間	月～金 9:00～17:00

1.1 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡します。

主治医	病院名			
	住所			
	氏名		電話番号	
緊急時 連絡先 (ご家族)	住所			
	氏名			
	電話番号			

1.2 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、主治医への連絡、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者のご家族、お住まいの市町村、地域包括支援センター（又は委託された居宅介護支援事業者）等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

なお、当事業所の訪問看護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1.3 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。

感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 4 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当該事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

1 5 虐待防止について

当事業所では、利用者の人権擁護、虐待の発生及びその再発を防止するため次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的実施。
- (4) 措置を実施するための担当者の設置。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたとと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 6 その他

当事業所では、各種研修、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。実習生の臨地実習は以下の基本的な考え方で臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願い致します。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 実習生が看護援助を行う場合、事前に十分かつわかりやすい説明を行い、利用者又は利用者のご家族の同意を得て行います。
- ② 実習生が看護援助を行う場合、安全性の確保を最優先とし、事前に看護教員や看護師の助言・指導を受けています。
- ③ 利用者および利用者のご家族は、実習生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接尋ねることができます。
- ④ 利用者および利用者のご家族は、実習生の同行訪問に同意した後も実習生が行う看護援助に対して無条件に拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
- ⑤ 実習生は臨地実習を通して知り得た利用者および利用者のご家族に関する情報について、他者にもらすことのないようプライバシーの保護に留意します。

令和 年 月 日

介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

サービス事業所

所在地 長崎県諫早市貝津町3015

名 称 西諫早訪問看護ステーションのんのこ

説明者氏名

※緊急時訪問看護加算について（ 利用する ・ 利用しない ）

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から介護予防訪問看護についての重要事項及びサービス内容の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

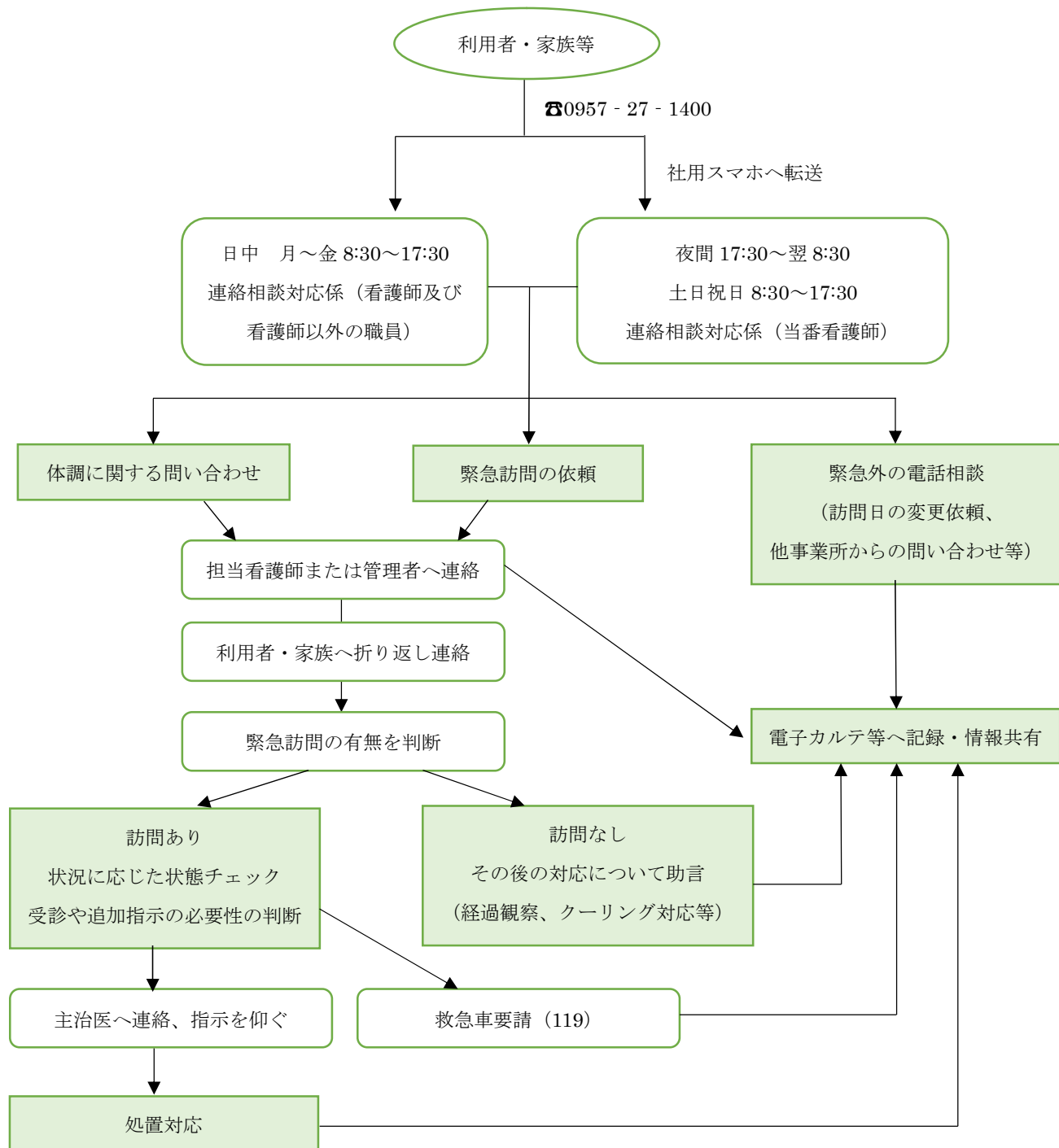
氏名

代筆者 住所

氏名

続柄（ ）

◆連絡相談体制等フロー図



苦情対応の体制

